

## 第4回 消費者行政推進会議 議事要旨

1. 日 時：平成20年4月2日(水)18:00~19:25

2. 場 所：総理大臣官邸小ホール

3. 出席者：

○ 委員(50音順)

佐々木座長、川戸委員、阪田委員、佐野委員、島田委員、中村委員、中山委員、林委員、原委員、松本委員、吉岡委員(以上、11名)

○ 政府

福田内閣総理大臣、町村内閣官房長官、岸田消費者行政推進担当大臣・内閣府特命担当大臣(国民生活)、中川内閣府副大臣、西村内閣府政務官、二橋内閣官房副長官(事務)他

### 4. 議事次第

(1) 国民生活審議会からの報告について

- ・「行政のあり方の総点検」について
- ・「国民生活センターのあり方」について

(2) ワーキング・グループのヒアリング結果報告について

(3) 論点整理について

### 5. 議事の経過

(1) 西内閣府国民生活局長より「行政のあり方の総点検」([資料1](#)参照)及び「国民生活センターのあり方」([資料2](#)参照)について、松本委員よりワーキング・グループのヒアリング結果報告([資料3](#)参照)について、佐々木座長より論点整理([資料4](#)参照)について説明。その後、島田委員、阪田委員、佐野委員から、それぞれ委員提出資料([資料5](#)参照)について説明の後、自由討議が行われた。主な意見は以下のとおり。

- 消費者問題は、一義的には事業者の責任であるが、事業者が動かないときには、行政が責任を持って必要な対応をとらないといけないが、それができなかった行政への信頼低下があった。消費者から信頼がなければ消費者行政の改革はなし得ないので、6原則に「信頼性の確保」も付け加えるべき。
- 新組織には、役所の人間だけではなく、民間の有識者を登用して入れることにより、民間の専門家の力を活用すべきである。
- 島田委員提出ペーパーにあった、準司法機能を持った消費者委員会という提案はよい。また、サービス消費への着目も重要。

- 今回の消費者行政一元化は、政府レベルで消費者行政の考え方を転換するものであり、非常に大きな改革だとまず初めに打ち出した方がよい。日本の消費者行政は、国際的には周回遅れなので、国際的に遜色ないレベルに持っていくという目標を併せて打ち出した方がよい。
- 地方分権が提起されているが、今回の消費者行政一元化は、行政改革や公務員制度改革の側面もある。行政改革の「簡素で効率的な行政」という考え方に合致するし、公務員の意識改革にも資するので、これらの改革にも触れた方がいい。
- 新組織の機能として窓口に触れている部分には、苦情の解決などの表現を追加した方がよい。
- 安全の分野は、科学的知見に基づく客観的評価を重視する必要があるとの部分については、民間のBSEのときに、リスク管理とリスク評価を分けて、リスク管理は厚労省と農水省、リスク評価は食品安全委員会に担当させた経緯がある。この仕組みが機能していないので、リスク評価は新組織に移管すべきだが、これまでは法律を含めて、消費者の視点が入っていなかったため、科学的知見に加えて、この部分には消費者の視点を含めるようにすべき。
- 消費者行政は、警察や消防と並ぶ重要な分野であり、国が責任を持つべきであるが、更に地方の予算が厳しい状況であるため、国は、情報システムや研修といった基盤整備だけでなく、相談員の人件費を見ることも検討すべきである。
- 阪田委員提出ペーパーの中に、法律の移管ではすき間は埋められないといった表現があるが、新組織が執行や勧告の機能を持つことによって埋められるのではないかと。また、専門的知識については、他省庁の専門家と一緒に執行を移管すればよいのではないかと。一般法の整備については、今の委員の意見では、単なる見直しにとどまるのではないかと。「強い権限」を持つ新組織をすぐに立ち上げるという総理のお考えと違い、タイムスパンが違うのではないかと危惧する。
- 法律の移管に反対するということではないが、移管すればそれだけで現状の問題がすべて解決すると考えるべきではない。すき間を埋めるには、新組織が自前で法律を整備しないと行かない。法律の整備につれて新組織の陣容も整備されるべきである。入れ物にあわせて法律がなければいけないというのは、発想が逆である。
- 消費者行政の充実のためには、地方のリソースだけでなく、予算や人の手当を考えないと行かない。そのために、地方の新組織が消費者対策の活性化につながるということをきちんと示していく必要がある。例えば、現在は、消費者問題では、まず事業者が苦情に行くが、餃子問題で見られたように、事業者が調査することで時間がかかってしまうのが現状。ここで発想を転換することが必要である。消費者は問題が起こったら、まずは新た

な一元的窓口は110番し、窓口は、これが本当の相談かどうか確認するためにも、消費者のところに行って、直接話を聞きつつ、併せて、事業者及び専門家にも話を聞くこととすべき。そうすると、そうした活動をするためには予算と人が必要だとなるのではないか。このように、なぜ、新組織を作ることで、予算と人が必要になるのかについて、今後議論すべきテーマにあげておいてほしい。

- 迅速性、緊急時の司令塔の部分であるが、自民党の消費者問題調査会の報告にもあったように、緊急時には、新組織が自ら事業者に対し法執行をすることが必要。勧告機能はそもそも備えているはずなので、緊急時に勧告をすると書くと、通常時には勧告をしないという逆の意味になってしまう。同様に、司令塔機能についても、緊急時だけの司令塔なのではなく、通常時を含めた司令塔であるべき。
- 「生産者振興」の間接的効果としての消費者保護という表現があるが、生産者として流通やサービスは抜けるので、「産業振興」とすべき。また、間接的効果というよりも、産業振興の補完の範囲内という意味ではないか。
- 新組織は決断すればできるが、すき間は決断するだけでは埋まらないので、法律を整理する必要がある。これは短期間ではできないので、数年かけて関係法律の改正を行った司法改革のように、消費者行政の改革・法律作りを中期的に一定期間継続する必要がある。組織ができて法律の整備が進まないのでは困るので、行政のマインドの転換も継続する必要がある。継続的に法律の整備を行うことの保証が必要
- 消費者行政一元化と地方分権は矛盾するものではないことを明確化してほしい。消費者行政は自治事務だから国が支援しないというのは間違っているのではないか。正確には、新組織と地方が一体となって、国民の安全や安定した消費生活を確保していくという考え方になるのではないか。
- ヒアリングの結果、各省は消費者の視点を重視した政策を講じている面が相当あること、及び、事業者側からすると、誠心誠意やっているという点もあることが分かった。また、経済活性化を推進するには、事業者の組織的な協力が必要であり、一元的な窓口を消費者と事業者の信頼関係構築の場としていく必要がある。
- 地方の消費者関係予算は、ピーク時から大きく減少しており、相談員は増えているものの、担当職員が大きく減っているという状況が起こっている。方法は別としても、財源の裏づけを大きくとらないと、消費者との接点である消費者相談センターが上手く機能しないのではないか。

(2) 締め括りに当たり、岸田消費者行政推進担当大臣、福田内閣総理大臣、町村官房長官より、それぞれ挨拶があった。

(3) 座長より、①次回及び次々回の会議では「組織形態のあり方と消費者関係法の整備な

ど」について議論し、5月に入ってから報告書案に関する議論を行いたい、②ワーキング・グループメンバーを追加する旨の説明があった。

以上

[文責:内閣官房消費者行政一元化準備室(速報のため事後修正の可能性あり)]